最終更新日：2016年10月31日
株式会社ミサワ
代表取締役社長 三澤　太
問合せ先：03-5793-5500
証券コード：3169

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化により、顧客、社員、株主、その他全てのステークホルダーに対して透明性を確保し、健全性の高い組織を構築し、円滑な関係を維持することが、企業価値・株主価値を高める重要な経営課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－2】
当社は、株主総会の招集通知については、記載内容の正確性を期する観点から、招集通知の発送日以後に、当社ホームページにて開示しています。
今後、当社の事務処理能力が向上し、正確性を担保しながらも早期発送が可能な体制が構築された時点で、取締役会決議日以降、可及的早期に発送するよう検討します。

【補充原則1－2－4】
当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は、現時点では相対的に少ない状況にあります。今後、これらの比率が増加するようなことがある場合には、議決権電子行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳を検討します。

【補充原則1－2－5】
当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としていますため、現時点では、実質株主が、名義人である信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを認めていません。
ただし、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、必要があると判断した場合、実質株主の株主総会への出席に関わる検討を行います。

【補充原則3－1－2】
現在は当社の株主における海外投資家等の比率が相対的に低い状況であることを考慮して、日本語サイトの内容の英訳は行っていません。また、決算関連資料及び招集通知につきましても、同様の理由により、英訳は行っていません。
今後、これらの比率が増加するようなことがある場合には、当社ウェブサイト、決算関連資料及び招集通知等の開示情報の英訳を検討します。

【補充原則3－2－1（1）】
外部会計監査人の監査実施状況や監査結果報告、定期的なミーティングによるコミュニケーションを通じて、外部会計監査人に関する職務の実施状況の把握・評価を個別に行っているため、外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための基準自体は策定していません。

【補充原則3－2－2（3）】
当社は、会計監査や四半期レビューの報告等を通じ、外部会計監査人と監査役との連携を確保しています。
他方で、当社におきましては、平成28年3月29日に社外取締役が辞任し、現在においては社外取締役が不在な状況であるため、社外取締役との連携はありません。社外取締役が選任され次第、外部会計監査人と同取締役の連携の確保を実施します。
また、常勤監査役が内部監査部門と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い、外部会計監査人が必要とする情報等のフィードバックを行っています。

【補充原則4－1－3】
当社は、いわゆる役員定年制度を定めておらず、代表取締役の後継者の計画は現時点では策定していませんが、当該後継者につきましては、経営陣の活性化と経営の循環促進を基本とし、社内外を問わず経験、経営判断能力、リーダーシップ、人格及び心身の健康状態等を勘案して、今後選定を行います。

【補充原則4－4－1】
当社の監査役3名は、全員が社外監査役であり、そのうち1名は常勤監査役となっています。
常勤監査役は、取締役会に加え、経営会議等の業務執行に関する重要な会議にも出席し、情報の収集を図るとともに、積極的に意見を述べ、実効性の高い監査役会を構築しています。
また、当社においては、平成28年3月29日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。そのため、社外取締役との連携につきましては、今後の課題と認識しています。

【原則4－6】
当社は、独立かつ客観的な経営の監督をより実効的に行うためには、社外取締役を選任することが有益と認識していますが、平成28年3月29日に社外取締役が辞任したため、現在においては社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。

【原則4－7】、【原則4－8】、【補充原則4－8－1】、【補充原則4－8－2】及び【補充原則4－10－1】
当社においては、平成28年3月29日に社外取締役が辞任したため、現在は社外取締役が不在な状況であり、適任者を鋭意選定している状況となっています。
社外取締役が就任し次第、対応を検討します。

【補充原則4－11－3】
当社は、取締役会全体の実効性に関する分析・評価については、経営理念の浸透状況や事業計画、中期経営計画の遂行状況という形で分析・評価を行うべきであると認識していますが、その結果の概要の開示につきましては、今後の検討課題と認識しています。

【原則5－1】

当社は、IR担当取締役を選任するとともに、管理部をIR担当部署としています。
当社は、株主に対しては、当社ウェブサイトでの情報の発信、事業年度に2回開催される決算説明会や事業年度に2回発信される株主通信、さらに、随時、IRメールや電話での取材の対応、及び投資家とのスモールミーティング等を通じて株主との対話を図っています。
このように株主との対話を個別に検討・実施しているため、これに関する方針の検討・承認、開示は行っていません。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4】
当社は、現時点におきましてはいわゆる政策保有株式を保有しておらず、今後保有する見込みもありません。
今後、保有見込みが生じた場合には、係る保有の経済合理性等の検証を行うとともに、議決権行使に関する基準の策定・開示を検討します。

【原則1－7】
当社は、「取締役会規定」により、取締役の競業取引及び利益相反取引については取締役会での審議・決議を要することとしています。
また、個別の取引条件及び取引条件の決定方針等につきましては、株主総会の招集通知及び有価証券報告書にて開示しています。

【原則3－1】
(1)経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ及び決算説明資料等にて開示しています。
(2)当社は、コーポレート・ガバナンスの強化により、顧客、社員、株主、その他全てのステークホルダーに対して透明性を確保し、健全性の高い組織を構築し、円滑な関係を維持することが、企業価値・株主価値を高める重要な経営課題と認識しています。
(3)当社は、役員報酬を基本報酬と賞与に分け、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において決定しています。基本報酬につきましては、役職、職責等に基づいて決定し、賞与につきましては、各期の業績、業績に対する貢献度及び担当職務の執行状況等を勘案の上、取締役会から委嘱を受けた代表取締役が決定しています。
(4)当社は、当社の経営理念に基づき、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であることを基本に、経験、経営判断能力、リーダーシップ、人格及び心身の健康状態等を評価し選任しています。併せて、管掌部門の問題を的確に把握し、社内外の関係者と協力して問題を解決する能力、知見があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断の上、候補者を選定し、取締役会の審議を経て、株主総会議案として付議することとしています。
(5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明は、株主総会招集通知の参考書類にて開示しています。

【補充原則4－1－1】
当社の取締役会は、定款及び法令に定めるもののほか、取締役会において決議すべき事項を「取締役会規程」及び「決裁権限規程」において詳細に定めています。

【原則4－8】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご覧ください。

【原則4－9】
当社は、独立社外取締役を選定するに当たっては、会社法上の社外性要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い見識も重視しています。また、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外役員に選定する際の基準としています。

【補充原則4－11－1】
当社は、優れた経営判断能力、リーダーシップ及び人格を有し、良好な心身の健康状態を持つ者であることはもとより、当社業務に必要な営業、商品開発、生産管理、物流管理及び全社管理の各業務分野に精通した者、又はそれを代替する程度の深い業界知識・経験を有している者が、それぞれ適材適所の業務を担当することが、取締役会としてあるべき形であると認識しています。

【補充原則4－11－2】
監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンス報告書等を通じ、毎年開示を行っています。
監査役3名のうち1名は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任していますが合理的な範囲内と認識しています。また、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

【補充原則4－11－3】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご覧ください。

【補充原則4－14－2】
取締役及び監査役は、必要に応じて外部研修機関において、事業戦略、財務、組織、リーダーシップ等をトレーニングする機会を設け、会社経営上の意思決定に必要な知識の習得や業務遂行に求められるマネジメント能力の向上を図っています。また、常勤監査役については、必要に応じて各種会議に出席し、店舗の視察等を行っています。

【原則5－1】
【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三澤　太	2,880,000	40.57
飯塚　智香	420,000	5.91
尾張　睦	306,000	4.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	252,500	3.55
大塚　幸江	216,000	3.04
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	178,300	2.51

ミサワ従業員持株会	88,300	1.24
資産管理サービス信託銀行株式会社（年金特金口）	52,700	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口３）	31,500	0.44
鈴木　裕之	30,900	0.43

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査の組織は、社長直属の独立した部門である内部監査室（内部監査室長1名）が内部監査担当部署として、年度監査計画書を策定し、内部監査規程に基づいて、毎期関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を実施しております。
監査役は、社外監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）が取締役会への出席や重要書類の閲覧を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。
内部監査室と監査役は、相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に連携を行っております。また、会計監査人に対しても定期的に意見交換や会計監査の立会い等を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
成井　昭臣	他の会社の出身者													
宮本　久美子	他の会社の出身者													
粟澤　元博	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
成井　昭臣		h. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。	事業会社での豊富な財務等に関する長年の識見と経験から、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
宮本　久美子		h. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。	弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき、企業経営に対する十分な見識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。
粟澤　元博	○	h. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を限度としております。	会計士・税理士の資格を有しており、財務会計及び税務に関する専門的見識に基づき、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断したためです。 また、客観的な立場からの助言、提言を行っていただきたいため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値の向上を目的として導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役に対する情報伝達は、常勤監査役が定期的に行っております。また、取締役会の事務局である管理部より、取締役会の議事内容を事前に連絡しており、適宜必要な資料及び情報提供のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

【会社の機関の基本説明】
当社は、経営の健全性や透明性を高めるため監査役制度を採用しており、取締役会は、当社の規模と組織の状況、機動性を考え、現在社内取締役3名体制を採用しております。取締役会は、月１回の定時取締役会に加え、緊急性のある重要な案件が発生した場合には、臨時取締役会を開催しております。また、取締役の職務執行を監査するため、監査役3名につきましても出席しております。

【取締役会】
当社の取締役会は、取締役3名（うち男性2名・女性１名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。

【監査役会】
当社の監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）（うち男性2名・女性１名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の遂行を含む日常的活動の監査を行なっております。

【内部監査室】
社長直属の独立した部門である内部監査室（内部監査室長１名）が内部監査担当部署として、年次監査計画書を策定し、内部監査規程に基づいて、毎期関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を実施しております。

【会計監査】
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属しております松田道春氏及び木村尚子氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他5名であります。

【役員報酬の決定方法等】
取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、役員報酬規程に基づき、取締役については取締役会の決議を経て代表取締役社長が決定し、監査役については監査役間の協議で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性・健全性の向上、及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算月が1月であり、定時株主総会の開催は集中日とは異なる日となっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、もしくは半期に1回、個人投資家向けの説明会を開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期及び通期の決算発表後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIR情報のコーナーを設け、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	現在のところ、規程等で具体的に明記してはおりませんが、会社の状況を適時に株主、投資家の皆様へ開示することは、上場企業としての責務であると認識しております。今後、決算説明会の開催やホームページ上のIR情報のコーナーにてステークホルダーとのコミュニケーションを強化していきたいと考えております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は下記の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　イ コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
　ロ グループ全体のコンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
　ハ コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については社長に報告する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。また、コンプライアンス相談窓口を設置し、運営上の方針及び手続きと内部通報者の保護の方法について公益通報者保護規程において定める。
　ニ 監査役及び内部監査専任部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　イ 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役会に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
　ロ 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
　ハ 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　イ 取締役会規程、職務権限規程を定め、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。
　ロ 損失の危険の管理について、情報セキュリティ基本規程において管理部門長を情報セキュリティ責任者と定め、先ず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。当該損失危険の管理及び対応については、機動的に取締役会を開催する他、対応する規程・規則を作成、整備するとともに、必要に応じてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　イ 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月１回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。また、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として部門長会を毎月１回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
　ロ 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

5. 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　イ 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
　ロ コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
　イ 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。
　ロ 監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。
　ハ 監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
　取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。また、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。
　イ 重要な機関決定事項
　ロ 経営状況のうち重要な事項
　ハ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
　ニ 内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
　ホ 重大な法令・定款違反
　ヘ 子会社に関する重要事項
　ト その他、重要事項

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　監査役へ報告したことを理由として、報告者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨、公益通報者保護規定において定める。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を請求した時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じた処理を行うものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
　反社会的勢力対策規定において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、コンプライアンス体制の充実と強化を図るため、コンプライアンス規程、反社会的勢力対策規程を制定し、反社会的な勢力との関係遮断に向けた取り組みを行っております。また、社内研修につきましては、店長会議等において、管理部から反社会的勢力への対応についての勉強会を実施しております。さらに、反社会的勢力に関する主たる統括部署を管理部として、警察機関等との連携を図っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――